

していたんきにゆうしょじぎょう
「指定短期入所事業（ショートステイ）」利用契約書
りょうけいやくしょ

しゃかいふくしほうじん
社会福祉法人
おおさかふしゃかいふくしじぎょうだん
大阪府社会福祉事業団
とくべつようごろうじんほむみはらそう
特別養護老人ホーム美原荘

◇◆もくじ◇◆

だい しょう 第一章 総則

だい しょう 第1条 (けいやく の もくてき)

だい しょう 第2条 (けいやく きかん)

だい しょう 第3条 (た ん きにゆうしよし え ん けいかく けつてい へんこう)

だい しょう 第4条 (さ ー び す ないよう)

だい しょう 第5条 (けいやく きかん と りよう きかん)

だい しょう 第二章 サービスの利用と料金の支払い

だい しょう 第6条 (りようしや た ん がく お よ じっ び た ん がく)

だい しょう 第7条 (りよう の ちゅうし へんこう ついか)

だい しょう 第三章 事業者の義務

だい しょう 第8条 (じぎょうしや およ び さ ー び す じゅうじしや の ぎむ)

だい しょう 第9条 (し ゅ ひ ぎ む)

だい しょう 第四章 契約者の義務

だい しょう 第10条 (けいやくしや の しせつりようじょう ちゅうい ぎ む など)

だい しょう 第五章 損害賠償

だい しょう 第11条 (そんが いばいしやう せきにん)

だい しょう 第12条 (そんが いばいしやう が な され ない ばあ い)

だい しょう 第13条 (じぎょうしや の せきにん によらない じゆう による さ ー び す の じっし め のう)

だい しょう 第六章 契約の終了

だい じょう けいやく しゅうりょう じ ゆ う けいやく しゅうりょう ともな えんじょ
第14条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

だい じょう けいやくしゃ ちゅうと かいやく
第15条（契約者からの中途解約）

だい じょう けいやく しゅうりょう じ ゆ う けいやく しゅうりょう ともな えんじょ
第16条（契約の終了事由、契約終了に伴う援助）

だい じょう じ ぎょうしゃ けいやく かいじょ
第17条（事業者からの契約解除）

だい じょう せいさん
第18条（清算）

だい しょう た 第七章 その他

だい じょう くじょうしより
第19条（苦情処理）

だい じょう きょうぎじこう
第20条（協議事項）

だい じょう ごういさいばんかんかつ
第21条（合意裁判管轄について）

_____ (以下「利用者」という。)と社会福祉法人大阪府社会福祉事業団 (以下「事業者」という。) は、利用者が特別養護老人ホーム美原荘 (以下「事業所」という。) において、事業者から提供される短期入所サービスを受け、それに対する利用料金を支払うことについて、次のとおり契約 (以下「本契約」という。) を締結します。

第一章 総則

第1条 (契約の目的)

本契約は、利用者の自立と社会経済活動への参加を促進する為に、事業者が利用者に対し、その日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等を使用させるとともに、第4条に定める短期入所サービスを提供し必要な支援を適切に行うことを定めます。

第2条 (契約期間)

1. 本契約の契約期間は、令和 年 月 日から利用者の居宅支給決定期間までとします。
2. 契約満了日の7日前までに、利用者から事業者に対して、文書により契約終了の申出がない場合、かつ利用者の居宅支給決定期間終了後に改めて支給決定された場合、契約は更新されるものとします。

第3条 (短期入所計画の決定・変更及び契約支給量)

1. 事業者は、利用者の受給者証に記載された短期入所サービスの支給量を踏まえ、利用者の課題と意向を把握、ケース会議等を開いて利用者の短期入所計画を作成します。
2. 事業者は、利用者の短期入所計画については、利用者及びその家族等に対して説明し、同意を得た上で決定するものとします。

3. 事業者は、利用者に係る短期入所計画が変更された場合、もしくは利用者及びその家族等の要請に応じて、短期入所計画について変更の必要があるかどうかを調査し、その結果、短期入所計画の変更の必要があると認められた場合には、利用者及びその家族等と協議して、短期入所計画を変更するものとします。

4. 事業者は、短期入所計画を変更した場合には、利用者に対して書面を交付し、その内容を確認するものとします。

5. 利用者は、受給者証記載事項に変更があった場合には、速やかに事業者に変更内容を知らせるとともに、事業者の求めに応じて受給者証の内容を確認させるものとします。

第4条 (サービス内容)

事業者は、短期入所サービスとして、事業所において、利用者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話及び機能訓練を提供するものとします。

第5条 (契約期間と利用期間)

本契約でいう「契約期間」とは、第2条に定める契約の有効期間をいい、「利用期間」とは、第2条で定められた契約期間内において、事業者が利用者に対して、現に短期入所サービスを実施する期間をいいます。

第二章 サービスの利用と料金の支払い

第6条 (利用者負担額及び実費負担額)

1. 利用者は、前条に定めるサービスに対して、重要事項説明書に定める所定の利用者負担額及びサービスの利用にかかる実費負担額を事業者に支払います。障がい者総合支援法に基づく介護給付費は、事業所が市町村から代理して受領します。

2. 利用者は、事業者が計算して請求した前項の利用者負担額について、
当月分を翌月22日までに支払います。

第7条（利用の中止・変更・追加）

1. 利用者は、利用期間前において、短期入所サービスの利用を中止又は変更、
もしくは新たなサービスの利用を契約支給量の範囲内で追加することができます。
この場合には、サービス開始日の前日までに事業者に申し出るものとします。
2. 利用者が、利用開始日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に
定める所定の取消料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し
利用者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
3. 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出
に対して、事業者が満室で契約者の希望する期間にサービスの提供が
できない場合、他の利用可能期間を利用者に提示して協議するほか、サービスの
提供可能な事業所の紹介などを行います。
4. 利用者は、第5条に定める利用期間中であっても、サービスの利用を中止
することができます。
5. 前項の場合に、利用者は、すでに実施されたサービスに対する利用料金
支払い義務及び第10条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく
義務を事業者に対して負担しているときは、第18条により精算するものと
します。
6. 第4項により利用者がサービスの利用を中止し、事業所を退所する場合に
おいて、事業者は、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、
必要な援助を行うものとします。

第三章 事業者の義務

第8条（事業者及びサービス従事者の義務）

1. 事業者は、利用者に対し、出来る限り居宅に近い環境の中で、利用者の自立と社会経済活動への参加促進の観点から、支援を適切に行います。
2. 事業者は利用者の意志と人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、短期入所サービスを提供します。
3. 事業者及びサービス従事者は、サービスの提供にあたって、利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮するものとします。
4. 事業者はこの契約に基づく内容について、利用者の質問等に対して適切に説明しなければなりません。
5. 事業者は利用者の体調・健康状態からみて必要な場合には、事業所の医師又は看護職員もしくは主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関と連携し、利用者からの聴取・確認の上でサービスを実施するものとします。
6. 事業者及びサービス従事者は、利用者又は他の利用者等の行動を制限する行為を、緊急やむを得ない場合を除いて、行わないものとします。
7. 事業者は、利用者に対する短期入所サービスの提供について記録を作成し、それを2年間保管し、利用者もしくはその代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、複写物を交付するものとします。
8. 事業者は、サービス提供時において、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医又はあらかじめ定めた協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

第9条（守秘義務等）

1. 事業者及びサービス従事者又は従業員は、短期入所サービスを提供する上で知り得た利用者又はその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に開示することはありません。この守秘義務は、本契約が終了した

あと けいぞく
後も継続します。

2. 事業者は、利用者に医療上、緊急の必要性がある場合には、医療機関等に
利用者に関する心身等の情報を提供できるものとします。

3. 前2項にかかわらず、利用者に係る他の事業者等との連携を図るなど正当
な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書に
より得た上で、契約者又は利用者の家族等の個人情報を用いることができる
ものとします。

第四章 契約者の義務

第10条（契約者の施設利用上の注意義務等）

1. 利用者は、居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って、利用す
るものとします。

2. 利用者は、サービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると
認められる場合には、事業者及びサービス従事者が利用者の居室内に
立ち入り、必要な措置をとることを認めるものとします。但し、その場合、
事業者は、利用者のプライバシー等の保護について、十分な配慮をするも
のとはします。

3. 利用者は、事業所の施設、設備について、故意又は重大な過失により滅失、
破損、汚損もしくは変更した場合には、自己の費用により原状に復するか、
又は相当の代価を支払うものとします。

4. 利用者の心身の状況等により特段の配慮が必要な場合には、利用者及び
その家族等と事業者との協議により、居室又は共用施設、設備の利用方法等
を決定するものとします。

第五章 損害賠償（事業者の義務違反）

第11条（損害賠償責任）

1. 事業者は、サービスの提供によって事故が生じた場合には、速やかに市町村・契約者の家族に連絡して適切な措置を講じます。
2. 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により利用者に生じた損害について賠償する責任を負います。第9条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。
但し、利用者に故意又は過失が認められる場合には、利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償責任を減じることが出来るものとします。
3. 事業者は、前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。

第12条（損害賠償がなされない場合）

事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を負いません。とりわけ以下の各号に該当する場合には、事業者は損害賠償責任を免れます。

1. 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
2. 利用者が、サービスの実施にあたって必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもつぱら起因して損害が発生した場合。
3. 契約者の急激な体調の変化等、事業者の実施したサービスを原因としない事由にもつぱら起因して損害が発生した場合。
4. 契約者が事業者もしくはサービス従事者の指示・依頼に反して行った行為にもつぱら起因して損害が発生した場合。

第13条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、利用者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することができないものとします。

第六章 契約の終了

第14条（契約の終了 事由、契約終了 に伴う援助）

- 利用者は、以下の各号に基づく契約の終了 がない限り、本契約に定めるところに従い事業者が提供 するサービスを利用することができるものとします。
 - 利用者が死亡した場合。
 - 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事由により事業所を閉鎖した場合。
 - 施設の滅失や重大な毀損により、サービスの提供 が不可能になった場合。
 - 事業所が指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合。
 - 第15条から第17条に基づき本契約が解除された場合。
 - 第2条の契約期間が満了した場合。（但し満了前に契約更新の手続きがとられた場合は除く）
- 事業者は、前項第一号を除く各号により本契約が終了 する場合には、利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めるものとします。

第15条（利用者からの中途解約）

- 利用者は、本契約の有効期間中、本契約を解約することができます。この場合には、利用者は契約終了 を希望する日の7日前までに事業者に通知するものとします。

2. 利用者が第1項の通知を行わずに施設から退去した場合には、事業者が利用者の解約の意志を知った日をもって、本契約は解約されたものとします。

第16条（利用者からの契約解除）

利用者は、事業者もしくはサービス従事者が以下の事項に該当する行為を行った場合には、本契約を解除することができます。

1. 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める短期入所サービスを実施しない場合
2. 事業者もしくはサービス従事者が第9条に定める守秘義務に違反した場合
3. 事業者もしくはサービス従事者が故意又は過失により利用者の身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合

第17条（事業者からの契約解除）

事業者は、利用者が以下の事項に該当する場合には、本契約を解除することができます。

1. 利用者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
2. 利用者による、第6条に定めるサービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合。
3. 利用者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことになどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
4. 利用者や利用者の家族が故意による法令違反や、職員や事業所に対する

る暴言、暴行、嫌がらせ、誹謗中傷、パワーハラスメント、セクシャルハラスメント等の迷惑行為、写真動画撮影等、著しく常識を逸脱する行為をなし、事業者の申し入れにも関わらず、改善の見込みがなく、第1条に定めるサービス利用契約の目的を達することが不可能となった場合。（但し、10日以上予告期間をもつこととし、後任の事業所の紹介に努めることとする。）

第18条（清算）

第15条から第17条により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務及び第12条第3項（原状回復の義務）その他の条項に基づく義務を事業者に対して負担している時は、第6条第2項により清算するものとします。

第七章 その他

第19条（苦情処理）

1. 事業者は、その提供したサービスに関する利用者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。
2. 利用者は、この契約に基づくサービスに関して、重要事項説明書に記載された第三者委員に苦情を申し立てることもできますし、重要事項説明書に記載された都道府県社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会に苦情を申し立てることもできます。

第20条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は障害者自立支援法その他諸法令の定めるところに従い、利用者と誠意をもって協議するものとします。

第21条（合意裁判管轄について）

本契約について、やむを得ず訴訟となる場合は、サービス事業者の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とする事を利用者及び事業者は予め合意します。

上記の契約を証するため、本書2通を作成し、利用者・事業者が記入捺印の上、各1通を保有するものとします。

れいわ 令和	ねん 年	がつ 月	にち 日			
事業者 住所		おおさか みの お しはくしまさんちょうめ 5 ばん 50 ごう 大阪府箕面市白島三丁目5番50号				
事業者名		しゃかい ふくし ほうじん おおさか ふ しゃかい ふくし じぎょうだん 社会福祉法人 大阪府社会福祉事業団				
代表者氏名		り じ ちょう ゆき まつ ひで あき 理事長 行 松 英 明				
代 理 人		とくべつようごろうじん ほ ー む みはらそう 特別養護老人ホーム美原荘				
		そう ちょう 荘 長		みたに しんじろう 三谷 伸次郎	印	
契約者		じゅうしょ 住所				
		し め い 氏名				印
代筆者		じゅうしょ 住所				
		し め い 氏名				印